

中小企業金融円滑化法の期限の延長等について

平成 22 年 12 月 14 日

金 融 庁

1. これまでの取組み

- 平成 20 年秋以降、いわゆる「リーマン・ショック」といわれる世界的な金融危機の影響により、我が国経済や、中小企業者の業況・資金繰りは大幅に悪化した。
- これを受け、金融庁は中小企業者等に対する金融の円滑化を図るため種々の施策を講じたところである。

特に、昨年 12 月には、中小企業金融円滑化法*（以下「法」）が施行されるとともに、金融庁において、検査マニュアル・監督指針の改定や、金融円滑化に係る検査・ヒアリングなどの様々な取組みを推進してきた。

* 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

2. 今後の対応

（1）基本的な考え方

- 我が国経済は、このところ足踏み状態にあり、中小企業者等の業況や資金繰りは、改善しつつあるものの、依然厳しい。こうした中、先行きの不透明感から、今後、貸付条件の変更等に対する需要は一定程度あると考えられる。一方、貸付条件の変更等に際しては、金融規律も考慮し、実効性ある経営再建計画を策定・実行することが重要である。
- このため、同法を機に
 - ・ 金融機関が、貸付条件の変更等を行っている間に、コンサルティング機能（経営相談・指導等、事業再生等）を十分に発揮することで、
 - ・ 中小企業者の経営改善が着実に図られ、
 - ・ 中小企業者の返済能力の改善と将来の健全な資金需要につながる、という流れを定着させる必要がある。
- 以上を勘案し、来年 3 月末に期限を迎える同法を 1 年間延長するとともに、その運用に当たっては、①これまでの実施状況を踏まえた、金融機関の開示・報告資料の大幅な簡素化や、②金融機関による経営再建計画の策定支援等のコンサルティング機能の発揮の促進、といった点について改善を加える。

- 金融庁は、このような観点から、検査・監督等を通じ、法が期限を迎えた後も、金融機関による金融仲介機能が適切に発揮される環境の整備を目指すとともに、引き続き中小企業者等の資金繰りに万全を期す。

(2) 具体的な対応

<中小企業金融円滑化法の期限の1年延長>

- ① 法の期限を平成24年3月末まで1年間延長する。

<金融機関による開示・報告内容の見直し>

- ② これまでの実施状況を踏まえ、金融機関の事務負担の軽減を図る観点から、開示・報告資料を大幅に簡素化する。

<金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進>

- ③ 貸付条件の変更等が行われた後の継続的なモニタリング、経営相談・指導等や経営再建計画の策定支援を一層定着させるため、金融機関が果たすべき役割を具体化するよう、監督指針を改定する。
- ④ 企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会等の活用、DES・DDSの活用等を通じた本格的な事業再生の取組みを促すよう、監督指針を改定する。
- ⑤ 金融機関による適切なコンサルティング機能の発揮を促す観点から、金融機関による経営再建計画の策定見込みの判断、経営再建計画の策定・実施状況等について、検査・監督で重点的に検証する。
- ⑥ 平成23年9月頃までに、法の実施状況に関する検査を一巡させる。その後は、金融検査マニュアル「金融円滑化編」に基づき、通常の検査の中で金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施する。

<その他>

- ⑦ 引き続き、中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努めるほか、金融機関に対し、年度末等の金融円滑化の要請を行う。
- ⑧ 改正金融機能強化法の活用の検討促進を図る。